

軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通弱者の移動手段を確保し、利用者の利便性の向上を図るための軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が町との協定に基づき、有償により旅客を運送することをいう。

(運行範囲)

第3条 事業の運行範囲は、軽井沢町内とする。

(運行時間)

第4条 事業の運行時間は、午前8時30分から午後4時00分までとする。

(運休日)

第5条 事業の運休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認めるときは、臨時に運行することができる。

(利用対象者)

第6条 事業を利用できる者は、申請日において町内に継続して1年以上住所を有する者もしくは、町内に継続して1年以上家屋である別荘を個人で有し、かつ住民登録地における同一世帯で次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ第9条の規定による利用登録を完了した者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者で、同法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）による療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者。
 - (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中又は出産予定日後1月以内である者
 - (7) 小学校就学の始期に達するまでの者（保護者が同伴している場合に限る。）
 - (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の規定により、都道府県の公安委員会に対し、全ての種類の免許取消を申請し、運転免許証を返納し、運転経歴証明書を取得した者
 - (9) 75歳以上の者
- 2 前項の者と同乗し、乗降場所が同一である場合に限り、登録者以外も利用することができる。
- （乗車の拒否）

第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の乗車を拒否することができる。

- (1) 酒気を帶びている者
- (2) ペット同伴の者
- (3) 車両に積載できない大きさの荷物等を持参して利用する者
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの者（保護者が同伴している場合は除く。）
- (5) 不正な方法により利用しようとする者
- (6) その他乗車することによって事業者に迷惑を及ぼすと思われる者（利用登録等）

第8条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ軽井沢町デマンドタクシー利用登録申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。登録された内容を変更するときも同様とする。

2 町は利用者に対し軽井沢町デマンドタクシー利用登録証（以下「利用登録証」という。）を交付するとともに、利用登録の内容を事業者と共有する。

3 利用者は、利用登録証を紛失又は破損した場合、軽井沢町デマンドタクシー利用登録証再交付依頼書（第2号様式）を町長に提出し、利用登録証の再交付を受けなければならない。

（利用登録証の有効期限）

第9条 利用登録証の有効期限は、毎年3月31日とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第6号に掲げる者は出産予定期後1月以内とする。

（実費徴収）

第10条 利用者は、軽井沢町デマンドタクシー利用登録のための申請又は利用登録証の再交付の申請を行おうとするときは、利用登録証の実費相当額500円を添えて申請しなければならない。

（利用登録証の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、利用登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用登録証の返還）

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに利用登録証を町長に返還しなければならない。

- (1) 町内に住所を有する者が町外に転出したとき。
- (2) 所有していた別荘を有しなくなったとき。
- (3) 別荘を所有する者と同一世帯に属さなくなったとき。
- (4) 第6条に規定する利用対象者の要件を欠くことになったとき。
- (5) 第11条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (6) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

（利用手続）

第13条 利用者は、利用する日の前日から利用の直前までに、希望する乗車場所及び降車場所を事業者に予約をしなければならない。

2 前項の予約の受付時間は、第5条第1項に規定する日を除き、前日の午前8時00分から当日の午後3時30分までとする。なお、運行の前日が第5条の指定する日の場合は指定した時間の範囲内であれば、予約することができる。

3 利用者は、軽井沢町が発行する軽井沢町デマンドタクシー利用券（以下「利用券」という。）をあらかじめ購入するものとする。

4 利用者は、乗車の際に利用登録証を運転手に提示し、降車する際はあらかじめ購入した利用券で利用料金を支払わなければならない。

5 利用券を使用していない場合の払い戻しは、利用券に記載されている有効期限から30日以内とする。

6 町長は、利用者がこの要綱の規定に違反し、又は不正に利用した場合は、当該利用者に対し利用登録を解除する。この場合においては、実際に要した利用料金の差額分についての返還および既に購入した利用券については、前項の規定にかかわらず払戻しをしないこととする。

（予約申込みの変更及び取消し）

第14条 予約申込みの変更及び取消しは、利用者が予約した事業者に連絡し、事業者が確認することにより、成立するものとする。この場合において、予約取消しが当該乗車の配車前であれば、利用料金は生じないものとする。

2 事業者は、運行に当たり、予約時に伝達した時刻から5分経過した後においても利用者が乗車場所に現れなかったときは、予約を取り消したものとみなし、利用料金を徴収することができる。当該車両の配車後の予約取消しや、乗降場所での予約取消しを行ったときも同様とする。

（利用料金）

第15条 事業の利用料金は、1回の乗車につき、別表に定める額とする。

2 既に納付された利用料金は、還付しない。

（乗降場所）

第16条 この事業における乗降場所は、利用登録者の自宅前もしくは自宅前を起点もしくは終点として利用登録者が指定する任意の場所とする。

(業務の連携)

第17条 この事業の円滑な運営を図るため、町と事業者とで十分な連携のもとに業務を遂行するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度分の申請については、この要綱による改正後の軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業実施要綱第6条第1項第9号の規定は、適用しない。

別表（第15条関係）

タクシー料金	利用料金
2,000円未満	500円
2,000円以上	1,000円